

平成23年度 第1回生駒市景観審議会 会議録

1. 日時 平成23年5月30日（月） 10時00分～
2. 場所 生駒市コミュニティセンター 203・204会議室
3. 出席者
（委員） 久会長、下村副会長、嘉名委員、井上委員、西向委員、福本委員
（事務局） 吉岡部長、森本次長、前川課長、西本課長補佐、高谷係長、巽係長
塩崎主任、浅井
4. 会議公開 公開
5. 傍聴者数 1名
6. 議事内容

事務局 おはようございます。本日は、お忙しい中、またお足元のお悪い中、生駒市景観審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。少し定刻を回りましたが、ただいまから、平成23年度第1回生駒市景観審議会を開会させていただきます。

本日の審議会につきましては、中西委員から所用のため御欠席との連絡を受けており、委員7名の内6名の御出席をいただいておりますので、生駒市景観条例施行規則第13条第7項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の審議案件であります「生駒市景観計画の変更について」及び「届出を要する行為に係る事前の助言について」に係ります諮問書につきましては、事前に会長に届けさせていただいており、本日お手元にその写しを配付させていただいております。よろしくお願ひします。

ここで、平成23年4月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員に異動がありましたので紹介させていただきます。

みどり景観課 景観係に配属されました浅井でございます。

それでは、本日の配付資料の御確認をお願いします。

本日配付いたしております資料として、

- ・ 本日の会議次第
- ・ 諮問書の写し
- ・ 資料1といたしまして、生駒市景観計画の変更に関する資料
- ・ 資料2-1といたしまして、生駒駅前北口地区第一種市街地再開発事業の概要
- ・ 資料2-2といたしまして、生駒駅前北口第二地区第一種市街地再開発事業について

・資料3といたしまして、生駒市景観形成基本計画策定に関する資料となっております。よろしいでしょうか。

それでは、生駒市景観条例施行規則第13条第6項の規定により、会長が議事を進めることとなっておりますので、久会長よろしくお願いたします。

会 長 おはようございます。それでは、ただいまより第1回の審議会を進めさせていただきたいと思っておりますけれども、今日はお手元でございますように、案件としては2件その他1件でございます。第1号案件でございますけれども、これは景観計画の大元になっております都市計画の線引きが見直しになりましたので、それと景観計画の区域が連動しておりますので、それを審議会承認をいただきたいということでございます。それから第二号案件でございますけれども、これも御承知かと思っておりますが、生駒駅前北口の再開発が動き始めておりまして、景観の届出行為に相当するわけでございますけれども、組合の方から事前に審議会の意見を伺いたいという案件でございます。

 その他は、景観計画は作られておりますけれども、これからもう一本の重要な柱になります景観形成基本計画の策定に入って参りますのでそれに関しましての御報告とともに皆様方の御意見を承りたいということでございます。

 それでは、早速案件に入って参りたいと思っております。

 それではまず、第1号案件でございます。「生駒市景観計画の変更について」ということで事務局の方から説明を受けたいと思っております。

 よろしくお願いたします。

《資料1 事務局説明》

会 長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。都市計画の線引き見直しに従いましての自動的な区域の見直しでございますが、御質問、御意見ございますでしょうか。

 よろしゅうございますか。それではこの第1号案件に関しましては、原案どおり承認するというのでよろしゅうございますでしょうか。

委 員 はい。

会 長

はい、ありがとうございます。異義がないようでございますのでそれでは原案どおりということで答申させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは第二号案件でございます。先程も申し上げましたように、この駅前北口の第二地区の第一種市街地再開発事業に対する助言でございます。

前もつての助言でございますが、この審議会の答申というのはかなり重みとしては重うございますので、その辺りがですね縛りになりますと我々も言いたいことをちょっと言えなくなってしまうかも知れません。まずは、お気づきになっていることを議論したいなと思います。

さまざまいただきまして、その後、どういう形で答申するのか。更には最終的にはもう一度事業者の方にお返しをして、組合の方で我々の助言、意見をどのような形で反映していただくかということを考えていただいて、反映できる部分はがんばっていただいて反映していただく中で計画変更も考えていただくというふうにしたいと思っております。それではまずは、事業者の方から御説明をいただきたいと思いますので担当の方の入室をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

《地域整備課》

課長 上野
課長補佐 北田
再開発係長 有山

《生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合》

理事長 乾 他3名

会 長

それでは、事務局の方から御説明よろしく申し上げます。

事務局

それではまず初めに、事務局の方から第2号案件の御説明をさせていただきます。

本件は、生駒市景観条例第9条の規定に基づきまして、生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合の方から、再開発事業として建設する施設建築物につきまして、届出を要する行為に係る事前の助言の申出書が提出

されましたことから、同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を伺いたく諮問させていただいたものでございます。

説明につきましては、生駒駅前北口の再開発エリア全体の状況等を市の担当部署でございます地域整備課の方から説明させていただいた後、生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合から、基本設計の内容と設計コンセプト等について説明をさせていただきます。

それでは、再開発事業の担当課であります、地域整備課の上野課長から説明のために出席していただいた皆さんを紹介していただき、その後順次説明をしていただきます。上野課長よろしくお願いたします。

《上野課長、出席者紹介》

《資料2-1 地域整備課説明》

《資料2-2 再開発組合説明》

上野課長 それでは、以上で説明を終わらせていただきます。それでは、よろしくお願したいと思ひます。

会 長 はい、ありがとうございます。この景観に関する届出等で御経験ある皆様は御承知かと思ひますけれども、届出の直前になってしまいますとかなり計画が固定されてしまいますので、なかなか変更がききづらいということがございます。それもありませんでですね、出来るだけ早い段階で今日は御説明をいただいているということでございます。まだ詰まっていないとか、あるいは組合、設計者の中での話し合いの中で変更の余地があるということは御了承いただきたいと思ひます。我々もいろいろと思ひていることを言わせていただくということで今日はお願をしたいなと思ひます。それでは御質問、御意見よろしくお願いたします。

《質疑応答、自由討論》

会 長 冒頭にもお話させていただきましたように、かなりいろいろ全体的なこと、あるいは細かいこと、審議会としては言わせていただきましたけれどもまだこれから決めていけないことがたくさんございます

ので、いかがでしょうか、審議会としては非常に大きな答申としてお返しをして、今日お話をいただいたことは、一度組合の方に持って帰っていただいてそれに対応できる、対応できないということを含めて今後時間をかけて検討していただくということでよろしゅうございましょうか。

それでは私の方からこういう形で答申をお出しできたらなというように思っているものがございますので、最終的には事務局と調整して答申書をお出しただいて委員の皆様には後日、お送りするという形でさせていただきますと思います。

一つはですね、先程委員がおっしゃっていただいた話とも関わるんですけども、地区の全体の景観形成方針というのをしっかりともう一度、検討をお願いをしたい、とういうことで御協力をお願いしたいなと思います。

更に二点目ですけど、景観計画の中にも地区として景観計画の方針と基準を書かせていただいておりますので、その景観の方針、事業者として考えていただいた景観形成の方針がこの景観計画の方針、基準に則っているということを確認をいただいて、進めていただきたいというのが二点目。

三点目が、方針、基準に則って具体的なデザインに展開していただくことをお願いをしたい、ということですね。この三点をお返しをしたいなという思いです。

更にもう1つ、全体の実際のデザインマネジメントの仕組みをしっかりと継続的なものとして動くように検討していただきたいというのがプラス1、4点目ということで、この4点をですね、大きな方向性として答申としてお返しをさせていただきますと思います。今日いろいろたくさん御意見をいただきましたので、その辺りの検討を時間をかけて進めていただきたいということで、よろしゅうございますでしょうか。

それじゃあ、また具体的な答申書は私と事務局の方で作らせていただいて後日、送付をいただきたいと思います。

それでは、今後どういう形で今日の話も含めて景観形成を進めていただけるかということで事務局の方からお考えがございましたら御説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

事務局

本年11月に施行予定の改正の景観条例でございますが、その第21条におきまして事業者等が行う景観の形成に向けた取組について、専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを置くということになってございまして、久会長、下村副会長及び嘉名委員に就任いただく予定をいたしております。

再開発事業につきましては、今後、実施設計とか工事着手後におきましても、計画の内容変更というのが十分に予想されますことから、条例施行前におきましても、任意に景観アドバイザーとして助言をいただきたいと考えておまして、この当審議会の方でその旨の意思決定をいただけたらと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。今後は、時期時期を見て、図面を見ながら直接事業者さんとかと、膝を突き合わせてお話をさせていただく方がいいのかなというふうに思いますので、私も含めて3名に御就任いただいて実施設計まで、しっかりと協議させていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

委 員 よろしくお願ひします。

会 長 ありがとうございます。それでは、議事は以上で終了をさせていただきたいと思います。地域整備課及び再開発組合の方はこれで御退室していただければと思います。よろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

《地域整備課及び再開発組合員退室》

会 長 それでは、再開をさせていただきたいと思います。案件としては、二つの案件を終了させていただきましたので、あとその他ということで、景観形成基本計画の策定作業についてということの御報告があります。事務局の方から御説明よろしくお願ひいたします。

《資料3 事務局報告》

会 長 はい、ありがとうございます。最終的には我々、審議会では基本計画の策定をさせていただくということになりますけれども、その原案の素案を作っていただくということで委員会を設立し、内容を検討いただいて、随時、審議会の方にも御報告いただいて、皆さんから御意見をいただき

たいと思います。いかがでございましょう。何か御質問等ございますでしょうか。

メンバー的には、この景観計画を作らせていただいたメンバーが、そのまま、基本計画もという形になってございますが、よろしゅうございますか。それではまた、進み具合を見ながら、審議会の方にもお返しさせていただいて御意見を承れればと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは以上、事務局の方で用意をしていただきました案件及び報告は終了させていただきます。せつかくの機会でございますので、委員の皆様の中からその他事項で何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、あと事務局の方からその他で何かございますでしょうか。

事務局

第1号案件の「生駒市景観計画の変更について」ということで原案を御承認いただきましたので、今お配りしております景観計画を変更させていただいた内容のものを後日郵送させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

会 長

ありがとうございます。それでは、他ございませんようでしたら、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

本日の第一回生駒市景観審議会は、以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございます。